政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百三十九号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第八号中「郵便事業」を「郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第四十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を実施するため、総務省組織規則及び郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月八日

総務大臣　川端　達夫

総務省組織規則及び郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」を「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第二条の規定により読み替えて適用する郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」に改める。

一　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）附則第十四条第一項第二号

二　郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十九年総務省令第百一号）第一号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。